# 愛川町教育委員会

平成19年9月27日

# 愛川町教育委員会9月定例会会議録

1 会議日程 平成19年9月27日(木)午後 2時00分から午後 4時30分

2 会議場所 文化会館 3階特別会議室

3 議事日程 日程第1 会期の決定について

日程第2 前回会議録の承認について

日程第3 教育長報告事項について

(1) 教育長報告事項

(2) 平成19年第3回愛川町議会定例会について

(3) 平成20年度使用教科用図書の採択について

日程第4 教育委員長の選挙について

日程第5 教育委員長職務代理者の指定について

日程第6 その他

(1) 町立小中学校敷地内における通勤自動車の駐車について

(2) 中学校給食に関するアンケート結果について

(3) 自然資料展及び山十文化財セミナーについて

(4) 第23回愛川町ふるさとまつりについて

4 出席委員 教育委員長 八 木 一 郎

委員長職務代理者 岡本弘之

教育委員 三 好 容 子

教育長 熊 坂 直 美

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長 齋藤隆夫

生涯学習課参事兼課長 相野谷 茂

教育総務課長河内健二スポーツ・文化振興課長大貫佳孝教育総務課主幹沼田孝作

教育開発センター指導主事 佐藤 千代乃

◎開会

○ (八木委員長) ご苦労さまでございます。

ことしは、例年になく暑い夏を過ごしてまいりましたが、言葉どおり、お彼岸も終わりま して、中秋というか初秋といいますか、やっとしのぎやすい時期になりました。

ただいまから9月の定例教育委員会を開催いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

ここに書いてありますが、教育委員会の開催に当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、教育委員会は、委員長及び委員さんの過半数が出席しなければ会議を開き議決をすることができないというふうな法律で決められておりますが、本日は5人全員の出席でありますので、本日の教育委員会定例会は成立をいたします。

早速、これから開会させていただきます。

本日の会議の日程は、皆さんのお手元にお配りしてあるとおりでございますので、日程に 従いまして進めさせていただきたいと思います。

◎日程第1

○ (八木委員長) 日程第1、会期の決定でありますが、これはいつもと同じように本日1日 と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (八木委員長) 異議なしの声でございますので、会期は本日1日と決定させていただきます。

◎日程第2

○ (八木委員長) 続きまして、日程第2、前回会議録の承認について、皆さんのお手元に会 議録が配付されていると思いますが、ご意見、ご質疑がございましたらばお願いしたいと思 います。

いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (八木委員長) それでは、前回会議録については、異議なしということで受けとめたいと

◎日程第3

○ (八木委員長) 続きまして、日程第3、教育長報告事項について移らせていただきます。

1番の教育長報告事項、並びに2番の平成19年第3回愛川町議会定例会について、3番の 平成20年度使用教科用図書の採択について、この3つを一括でご説明をお願いしたいと思い ます。

教育長。

## ――教育長より詳細について説明――

- (八木委員長) ありがとうございました。
- (齋藤教育次長) では、私から1点だけご報告をさせていただきます。

お手元に配付をされております現熊坂教育長の教育委員会委員の任命についてであります。 熊坂教育長の任期が本年の10月21日付をもちまして満了となります。ついては、地方教 育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、去る9月3日開会の平成19 年第3回定例会におきまして、熊坂教育長を教育委員として再任することで全会一致で同意 をいただきました。

山田町長から議会に提出をしました原案の写しをもって教育委員会に提出がありしました のでご報告をいたします。

また、10月28日付をもちまして、山田町長から任命発令がされますので併せてご報告いたします。

- (八木委員長) ありがとうございました。
- (熊坂教育長) 議会関係では、そのほか18年度の決算議会ということで、決算につきまして審議を委員会で行われまして承認をいただいております。

資料の3につきましては、ごらんいただきたいというふうに思います。

では、先生、資料3についてお願いします。

○ (佐藤指導主事) それでは、資料3について、平成20年度使用小・中学校教科用図書の採択理由について報告いたします。平成20年度小中学校用教科用図書は、平成19年度と同一の教科書を採択いたしました。また、学校教育法第107条による小・中学校教科用図書につきましては、表の通り、4つの種類の教科書を採択いたしました。

採択の理由といたしましては、いずれの教科につきましても、児童生徒の障害の状況や発

達段階に適した教科用図書であり、適切に使用することにより、指導効果が上がるものと判断される。

また、実際の需要に当たっては、一人一人の教育課程や指導計画等に基づき、適切なものが選択されるよう十分配慮することということで採択理由の取りまとめをさせていただきました。

○ (八木委員長) どうもありがとうございました。

教育長報告事項について、3点一括で説明を受けましたが、委員の皆さんからご質疑、ご 意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○ (八木委員長) ほかにいかがでしょうか。

三好委員

(三好委員) 三好です

質問ですけれども、教育長の報告の中の8月の4日から6日の青少年県外交流事業がありまして、そこに参加したということですが、その参加した生徒の中に風紀上というか目立つようなお子さんがありましたでしょうか。

- (熊坂教育長) 特にございませんでした。
- ○(三好委員) 髪の毛を染めていたお子さんがバスの発車すれすれで来たので、担当の先生が、「髪の毛を治していないが・・・申し訳ありません」と言ったところ、教育委員会の人が「いいですよ、どうぞ、どうぞ」と言って乗車させてくれた。その後、何もなく先生からも特別の注意をしないまま過ぎてしまった。とのことでした。

学校としては、指導上、髪の毛の色を整えてくれるように再々注意指導をしたので、「困った!」という思いがあったようです。本人について言えば学校側からは、注意指導を受けつつも、教育委員会の行事では何事も言われずに過したことにより、良し悪しの判断を甘くみてしまったのではないかと思われます。学校と同じ方向でのご指導がほしかったと思います。

○ (八木委員長) ほかにいかがでしょうか。

岡本委員

○ (岡本委員) なんですけれども、9月22日運動会、3小学校でございましたね。田代小学校と高峰小学校はご案内をいただいたので訪問したんですけれども、半原小学校からはいただかなかったんです。これは各学校独自の判断で教育委員会に出すか出さないかというのをわからないわけですよね。

- (八木委員長) 案内状が。
- (三好委員) 三好ですけれども、私にも来ていないのでどうしたのかと思いました。 田代小学校ではいただきましたので、行かせて頂きました。
- (八木委員長) 私は、半原小学校はいただいたんですが、はなからもう行けないというので行かないんですが、半原小はもらいました。
- (熊坂教育長) その辺は、確認をしておきます。
- (三好委員) 駐車場の駐車券もつけて、半原小からいただいていました。
- (熊坂教育長) 地元の委員さんということで可能性はございます。また、その辺は校長会 でどんな方向でやるか考えてもらいますので。
- (熊坂教育長) 第二小の方は届いていますか。
- (岡本委員) 第二小は来ています。だから、半原小だけだから、何だろうなと思って・・
- (熊坂教育長) 比較的、慣例で出しているところがありますので、把握がないのですが。
- (八木委員長) よろしいですか、ほかにいかがですか。

今、教育長報告事項で一括で でも結構でございますので。

三好委員、どうぞ。

○ (三好委員) 三好です。井上博明議員の中学校給食についての中で、教育委員会からの答 弁というものがありましたよね。それについての質問です。

南足柄市の足柄台中学校を視察されたということですけれども、今は課題はほとんどなく、スムースに運営されているということで、いい方向での報告ということで受けとめているんですけれども、愛川町としては、そういういいところを視察されて、こういう状態だったらできるかなというふうに思われたと思うんですけれども、愛川町の中での課題というのは、やはり答弁の中にもあるように、学校の日課の見直しであるとか、それから中学校給食を行うためのいろいろな施設的なものの準備等、お金のかかることがありますので、そういったところをどうクリアしていくのか、この答弁の中での大筋のところは書いてあるんですけれども、もう少し詳しい説明をいただきたいなと思います。

- (八木委員長) 教育長。
- (熊坂教育長) 経費等のことについては、まだ実施かどうかというところも出していない わけですが、もし施設をこういう形でつくればどのくらいかかるというような概算を今検討 中でございます。

考えられる方法としては、自校の場合にはどうだろう、あるいはセンター方式にした場合

はどうだろう、ほかにも方法がないだろうかとかいうことで、今いろんなところを調査中で ございまして、金額的にははっきりはまだ出してはおりません。

ただ、よそのことを考えてみますと、非常に多額なお金がかかる、ひょっとすると10億近いお金がかかってしまうと、そんなことも思っておりますので、そうは簡単にはできないかなというところが一つです。

それから、日課表のことでございますが、これもいろいろな調査をしていますが、どこかの活動を少し削らなければいけないということが一つ課題としてはあるように思いますし、 足柄台中学校は学校の始業が少し本町より早いので、その辺の課題をどうしようかと

実際に、厚木の方もスタートをしましたので、状況もわかりますので、そういうことも実際やる方向が決まった段階では検討をすることを考えなければいけないというふうに思っています。

- 〇(八木委員長) 三好委員。
- (三好委員) 愛川町では、2年前ですか、給食検討委員会ということで検討した結果、弁 当配送方式というのを取り入れたわけですけれども、学校給食に例えば転換される場合に、 弁当配送方式では足りないんだという、そういう根拠がなければおかしいなと思うんです。

それから、中学生にとってこの給食がいかに重要であって、いかに有効的であるかという、そういう根拠もなければおかしいと思うんです。そう考えていくと、愛川の教育の中で生きる力をはぐくみましょうということが、大きな命題の一つに挙げられているわけですから、そのような観点からすると、家庭の事情で弁当がつくれないという状態があるとしても、それはお弁当を買うということや、例えば自分の家でお弁当をつくるにしても、親がつくれない場合は、じゃ中学生自身が何とか工夫をしてつくるとか、お握り2個でもいいとか、生活上起きたトラブルについて工夫をしてクリアすべきということが、教育上大事だと思っています。

そういうことを考えたときに、給食を取り入れる、ぜひそうしなければならない根拠があるのだろうかという疑問にぶつかるわけです。

そういう根本的な教育的な観点からして、給食というものがどうなのかというところ、そういう基本的な考え方、押さえというものを出していただけるとすごくありがたいかなというふうに思います。

教育的配慮からして愛川町では、教育基本方針に掲げている、生きる力をはぐくむという 観点から、どのようにしていくのが一番いいかという、そのような姿勢なりを見せていただ きたいなと私は思っています。

それから、アンケートの結果ですけれども、一応1,000人ですよね、中学生の2年、小学生の6年、あと教職員ということで書いてありますけれども、中学生が何人で、小学生が何人で、教職員が何人かという、その人数も教えていただきたいなと思います。

以上です。

- (熊坂教育長) それは後で、アンケートの全体の・・・・、その他のところで報告しながら、 全部数字が入っておりますので、そこで詳しく・・・・
- (三好委員) そうですか。はい、わかりました。
- (八木委員長) 今、三好委員さんから中学校給食について、これは前からまたいろいろと 出ていた問題なんですが、一応そういう給食を取り入れる意義と申しますか、教育的配慮を 考えながら、やっぱり必要不可欠なものであったという一つのベースがないと、なかなか右 へ流れていっちゃうということだけでやっても意味がないというようなお話だと思いますが、 私もまさに同感であります。

ほかに、このことについて教育長さんからはお聞きしないでよろしいですか。

- (三好委員) 私も考えをお伝えしたので。
- ○(八木委員長) もし教育長さん、それに対しての何かお考えがありましたらひとつ。
- (熊坂教育長) これから答申をまとめたりしていただきますので、三好委員さんのご意見 も踏まえまして、それがまとまり次第、今後どうしていくかというのを愛川町全体で検討し たときに考えたいと思います。
- (八木委員長) ほかにいかがですか。三好委員。
- ○(三好委員) 小林敬子議員さんの質問の答弁の中で、成瀬議員さんの不登校についての質問のご答弁の中で、上から3つ目の○ですけれども、本町の児童生徒の不登校となったきっかけと考えられる状況ということで、家庭の生活環境の急激な変化、それからその他本人にかかわる問題ということが出てきていますが、プラス親の精神的な疾患というものが大きく影響しているお子さんがあります。これも否めないということで、ぜひそういう分野についても続いて考えていただければと思います。

以上です。

○ (八木委員長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい、足立原委員。

○ (足立原委員) 井上議員の質問で、環境整備についてですが、これは愛中のスプリンクラーの問題に絡んでいることでございますけれども、いずれは4月に設置を考えているということで回答されているようでございますが、でき上がっているあとの2校、これについても、つくったはいいけれども、どうしても機械ですから壊れるものなんで、ですからそういう保守点検費用というのは、そういうのは毎年予算化される必要があるんじゃないかと思うんです。つける場合、エアコンにしても、そういう費用はこの予算化していますね。こういうふうにある程度見込んでもらった方がいいかなと思うんです。別に修理がなければ今のところはなんですけれども、そういうものが、私がかつてある学校に行ったときに予算がなかなかなくてできなかったんです。実際には設置されているんですけれども、そのうちのたしか3つぐらいしか、たしかそのぐらいしか動かなかったんです。そういうのがあるんです。

ですから、それで学校は余り報告しないというか、私も行ってびっくりしたわけなんですけれども、すぐに来て直してくれればという状況がなかなか愛川町にはとれないんです。厚木の場合は、学校教育の中の修理班みたいなもの、学校の建築について、学校の中を補修してくれる吏員さんたちがいまして、愛川町には、学校の方で頼まないとなかなか来てくれない。

ですから、できればそういう方式、どうせ壊れるんですから、予算を見込んでもらうと ○ (八木委員長) 教育総務課長。

○ (河内教育総務課長) 学校等の維持管理についてというところの話かと思います。

この点については、基本的には学校として、現場において管理されている、中で 今は修繕の必要がないかわかりませんけれども、修繕することが予測されるものなど含めま して、一応予算の要求ということでは出していただいております。出された内容を確認しま して、対応できるような予算措置対応に努めております。

それから、あわせまして、それ以外にも、施設の管理がされている中で、緊急的に修繕しなければ、というものについては、その都度、教育委員会事務局予算ということで対応しています。いずれにいたしましても、現地等に応じまして、お仕事をさせていただき、対応しているというところでございます。

それで、全般的にも確かに時期の問題もありまして、例えば年度末などにつきまして、できないことなどもありますけれども、おおむねそういう中では、教育委員会としては、検討しておりますし、引き続き対応するということでの努力をしているのが実態でございます。

また、時にはどうしても規模的に大きくなって、その年度の予算の中で対応し切れない部分なども、あるいは細かな部分の中では学校の方でどうにか工面をしてというようなことなどもあるようです。できるだけそういうご要望等も満たし修繕をし、学校教育活動の中でよりよい環境で行うことができるようなことで努力をしていきたいと思っております。

- (岡本委員) 関連で質問いいですか。今設置している方法は、地中に埋めて引っ張り出してスプリンクラーという方法の散水機なんですか。それとも、放水、要するに学校の校庭の周りに放水のような形でまく方式、どちらなんですか。
- (河内教育総務課長) 今の中学校 2 校の例でまいりますと、散水機を地中に埋めての方法としまして、そこから散水できるようにと考えております。あと管理上も非常に大変な事でありまして、やはり砂地でもありますので、どうしても日常での管理が難しい面があります。例えばそれが仮に公園みたいなところで芝生の状態であれば、比較的、管理に手が掛からないことになると思います。学校の方でも事務員さん等がおりますので、それを定期的に清掃などにより管理いただいている状況もあります。私なども直接ある学校に行きまして見させていただくなど、管理に配慮をお願いしてございます。

ですから、今回についても、ある学校ですと、11個ある中で9個が不能状況になっているということで、今年、対応させていただいたとう経緯がございますけれども、そんなことで、常時そういうものも学校管理下の中でできることはしていただき、学校の判断を行っていくこととしています。

○(岡本委員) やっぱり地中方式というのは、どうしても変わりやすいですよね。今最近多いのは、やっぱり地中方式じゃなくて、放水型ですよね、球場の方はみんなそうですよね。 野球場も周りに放水をバァーとあって、地中方式はごく少なく真ん中の部分、届かない部分だけをやって、あとは管にも何か非常にしやすいみたいですね。支柱を立てて放水車のあれでバァーとまくようにしているという方式がだんだんふえているみたいですね。いわゆるあとの整備とか、どうしても埋まっている――だから、県立高校なんかもほとんど埋める方式だったんです、今まで。それが今それだと埋まっちゃうんですね。それで使えなくなっちゃう。

もう一つは、グラウンドに絶対車が入れなくなっちゃうんですよ。いわゆる配水管をつぶ しちゃうという理由で、だから、行事なんかをするときにも、それが理由でグラウンドに車 を入れないんです、絶対。だから、それも解消できるし、だんだん今放水式、そういう地中 式は非常に少なくしてやっている方法が何かふえてきているみたいですね。 ○ (八木委員長) 愛中のスプリンクラーの、これはもう何年も前から出ているような気がしますんですが、プールのことと同様、議員さんが議会で質問したらすぐできちゃったということは、やっぱりある意味では、教育委員会としてきちっと見ていなかったかというふうな面もあるんじゃないかなと思うんです。これはなかなか環境整備だけが問題じゃないということははっきりわかりますが、ほかの中学校にあってどうのこうのということであれば、教育の機会均等、不公平さをなくすためにも、できる方向でやっていただければと私も思います。

この土ほこりというのは、周辺の家庭が土ほこりになるからという、それが一番の、主体は子供が運動するのに土ほこりでやりにくくてしようがないという意味じゃないんですね。

それは、愛川中学校なんか見ると、周りにうちは3軒ぐらいしかないので、ばあーと上がった砂は全部山に行っちゃうような状態の中で、それは余談でございますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか、岡本委員さん。

○ (岡本委員) 小林議員さんの学校教育で設備ですけれども、普通教室への扇風機設置ということで出ているんですけれども、広い教室に大型な扇風機が回るのかどうかわからないんですけれども、ただ、これ扇風機だとエアコンなどと違って、ちょっと危険というか。

そうそう、資料が飛んだり、子供たちが勉強していて飛んでいったりするし、夏休み中は 学校はほとんど行かないわけですから、どういう、扇風機というのはちょっと発想がちょっ とわからないんですけれども、私自身は。エアコンというところまでいけばわかりますけれ ども、お金がないから扇風機という段階なんでしょうけれども、これはどうなんですか。

- (八木委員長) 齋藤教育次長。
- ○(齋藤教育次長) 学校の教室の、扇風機の設置で大型な扇風機ですと、ノートや教科書がめくれたらりすることで支障が出るとのお話ですが、開くところでは、教室のすみに小さな扇風機が2機設置されているという実態を見て、その中で愛川町にもそういう方法を取るということができないかということです。

それで、私は直接行っておりませんが、教室の壁のところに扇風機が設置されていたということで、それは直接的に上から風を送るので、例えば子供たちの横から、風を流して空気を循環しているみたいな状況のようでございまして、扇風機の風が直接、机だとかに当たりますと、支障はあると思います。

いずれにしても、全般的に余り強い風をあてる方法で、そこの子供たちの勉強に差し支え

のないような扇風機を設置することが好ましいと考えております。

ですから、あとはまた冷房等、エアコンを設置し、対応されているところもありますが、 それはいろいろな事情があるということだと思いますので、いずれにしても、そういう点研 究はしてまいりたいと思います。

○ (八木委員長) ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

ほかにご質問、ご質疑ございますでしょうか。

ないようでしたら、教育長報告事項を一括しまして原案のとおりご承認をさせていただく ことでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (八木委員長) 異議ないということでございますので、日程第3、教育長報告事項については、報告のとおりご承認をされました。

#### ◎日程第4

○ (八木委員長) それでは、次の日程第4に移りたいと思います。

日程第4、教育長の選挙について、議案第6号、このことに説明者の説明を求めたいと思います。

教育長さん。

○ (熊坂教育長) 議案第6号 愛川町教育委員長の選挙でございますが、ご承知のとおり、 教育委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項におきまして 1年と定められており、昨年10月1日から八木委員長さんにお願いをいたしておりますが、 本年9月末をもって任期が満了となります。

そこで、委員長の任期が満了になりましたことによりまして、教育委員長の選挙を行っていただくわけでありますが、先ほど申しました同法法律第12条1項におきまして、教育委員会は教育委員のうちから委員長の選挙をしなければならないと規定されておりますので、本日、10月1日からの委員長の選挙をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ (八木委員長) ありがとうございました。

説明は以上のとおりでありますが、これより委員長の選挙を行うわけでありますが、選挙 を行うに当たりまして、暫時休憩をとらせていただきたいと思います。 ○ (八木委員長) それでは、休憩が終わりまして再開いたします。

委員長選挙の方法は、投票と指名推選の方法がございますが、指名推選の方法によりたい と思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (八木委員長) ご異議ないものと認めまして、選挙の方法は指名推選の方法によることと 決定いたしました。

それでは、どなたか指名推選をよろしくお願いしたいと思います。

足立原委員。

- ○(足立原委員) 私から候補者を挙げさせていただきたいと思います。岡本弘之職務代理者に委員長をお願いしたいと思います。
- (八木委員長) ただいま、岡本弘之さんを新教育委員長に推選したいとの発言がありましたが、いかがでしょうか。

ただいま推選がありました岡本弘之さんを10月1日からの新しい教育委員長として定めたいと思いますので、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (八木委員長) ありがとうございました。ご異議ないものと認めさせていただきます。 したがいまして、岡本弘之さんを10月1日からの教育委員長と決定させていただきます。 ありがとうございました。

### ◎日程第5

続いて、日程第5に移りたいと思います。

教育委員長職務代理の指定についてを議題といたします。

それでは、提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

○ (熊坂教育長) 議案第7号でございます。教育委員長職務代理者の指定についてでございますが、地方教育行政及び運営に関する法律第12条の4項です。委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うということが定められております。

したがいまして、これに関係いたしまして、教育委員長職務代理者の指定をよろしくお願

いしたいと思います。

○ (八木委員長) わかりました。提案者の説明は以上でございます。

それでは、これから職務代理者の指定を行うわけでありますが、暫時休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

○ (八木委員長) それでは、再開いたします。

休憩前に引き続きまして会議を続けさせてもらいます。

10月1日からの委員長職務代理者につきましては、従来どおり、委員長から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (八木委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長職務代理者は、委員長、私から指名させていただくことに決定いたしました。

それでは、10月1日からの委員長職務代理者に三好容子さんを指名いたしたいと思います。 三好容子さんを10月1日から委員長職務代理者とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (八木委員長) ありがとうございます。異議ないものと認めます。

よって、三好容子さんが10月1日からの委員長職務代理者と決定をさせていただきます。 ありがとうございました。

それでは、ここで、10月1日からの新委員長に選任されました岡本弘之さんからごあいさ つをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○ (岡本委員) ただいま委員長に選任されました岡本です。

この資料を見て歴代の委員長さんを拝見しますと、私では力不足かなという思いがいたしますけれども、全力を尽くして愛川町の教育行政、子供たちの健やかに育っていくよう町の教育をしっかり行えるような事業ができればというふうに考えております。

皆さんのご協力を得ながら、ひとつ充実した愛川町というのができるように尽力したいと 思いますので、ひとつよろしくご協力をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○ (八木委員長) お願いいたします。

それでは、どうも新委員長のごあいさつありがとうございました。

#### ◎日程第6

続きまして、議事を続けさせていただきます。

日程第6、その他に移りたいと思います。

これも一括して上程させていただきます。

1番目、町立小中学校敷地内における通勤自動車の駐車について。

2つ目、中学校給食に関するアンケート結果について。

3つ目、自然資料展及び山十文化財セミナーについて。

4つ目、第23回愛川町ふるさとまつりについて、それぞれ提案者の説明をよろしくお願い いたします。

教育総務課長。

○ (河内教育総務課長) それでは、その他の第1番目の町立小中学校敷地内における通勤自動車の駐車についてのご説明をさせていただきます。

資料につきましては、要綱というところでご提示をさせていただいておりまして、資料ナンバー4番です。

それでは、この背景について先にご説明をさせていただきたいと思います。

この点に当たりましては、3年ほど前から公共団体などにおきまして行政財産の目的外使用の運用面で、地方公共団体の職員の公共用敷地へのマイカー駐車に当たりまして、行政財産の目的外使用により駐車を認め、その使用料の徴収が行われてきたという実態がございます。

そういったことから、マイカー通勤する教職員についても学校敷地内に駐車するマイカー 駐車の料金を徴収する動きがでてきたということでございます。

そして、特に教育業務にマイカーを利用する場合なども多く、また、さらには交通機関の 不便さもあり、マイカー通勤をせざるを得ないという事態なども考慮いたしまして、学校敷 地内で教育活動に支障がないといったケースをマイカー通勤用の自動車を駐車させ、駐車料 金を徴収する自治体が増えてきたという流れもございます。

こういった中で、近隣の地方公共団体では、海老名市が17年4月から、学校の教育財産の 目的外使用ということで使用料を徴収し、そして駐車料を乗せるという方法をとってござい ます。

また、それに追随をいたしまして、大和市が17年10月から、それから座間市が18年の4月から、こうした学校敷地内に行政財産の目的外使用ということで教職員のマイカーを駐車させる方法をとってきたということです。その中でも特に隣接の厚木市にあっては、学校敷地内にマイカー駐車は、児童生徒と接触する危険性があることや、来訪者の駐車スペースとして位置づけをいたしていること、またさらには隣接地に駐車場等の確保をしまして、学校敷地内の駐車をしない方針を出されましての対応がされております。

したがって、冒頭申し上げました海老名市、大和市、座間市とは違った対応がされている というところでございます。

そこで、本町にあっては学校周辺の近辺に駐車場の確保が難しいような学校などもございまして、またさらには交通機関などが非常に不便な部分などもあることも含めますと、マイカー通勤を認めざるを得ないという教職員の方が多くあるということで、おおむね100%近い方がマイカー通勤であるという実態にあります。

それから、さらに本年3月に地方自治法等の施行令の一部改正がされまして、行政財産の貸し付けまたは私権設定の拡大をするなど緩和がされてきたことなども考慮された中で、私どもの愛川町としましても、平成20年4月から、できたら学校敷地内に駐車できるような方法をとっていきたいということで、関係制度の制定を考えたものであります。

特に、この件については、私どもの教育委員会だけではなく、校長会等、いろいろな問題等もあるのではないかということで、校長先生を初めとして、教職員の皆様方のご意見などもいただきたいということで、8月の校長会で要綱案の提示し、説明をさせていただきました。

そして、その中で1カ月の間を各学校の方で検討していただき、意見も出していただき、 9月の校長会の方でその意見等を集約し、特に問題等がないということの確認ができたとい うことで、本日この教育委員会に提案させていただきました。

そして、要綱(案)でございますが、目的については先ほどの成果などを経過説明で申し上げましたように、教職員等の通勤用自動車を学校敷地への駐車であります。

それで、駐車する施設については学校敷地ということで、これは教育行政財産としての 管理方法で学校敷地を利用していただくということであります。対象については、当然な がら今現在教職員の方ということになりまして、また、さらには学校関係者の方、あるいは 学校給食調理作業員等もおりますことなども含めて対象者として考えております。 それから、使用料等の関係でございますが、第7条におきまして、別表はつけておりませんが、月額で1,300円を案ということで考えています。

したがって、月額1,300円でありますと、年間にあっては半年で7,800円ですか、それで2回に分けて徴収する方法をとらせていただきたいと考えております。

この2回とは6月と12月を想定し、いわゆる教職員の期末勤勉手当がこの時期に支給がされますので、この時期の支給の合わせ徴収をさせていただきたいなということで考えております。

そして、最後になりますが、先ほど申し上げたようなことで、この施行については20年4月1日から対応していきたいということであります。

○ (八木委員長) ありがとうございました。

これ一つずつでいきますか、質問がありますでしょうから、他にアンケートがありますから、まず1番の町立小中学校敷地内における通勤自動車の駐車について、委員さんの方で何かご意見、ご質問がございましたら、一つずつとさせていただきます。ありましたらよろしくお願いします。

一つよろしいですか、教育総務課長、近隣でも愛川教育事務所のエリアの中で、厚木市が 学校敷地内じゃなくて学校敷地外ということで、これは当然ほかのところへ先生方が駐車料 を払って学校へ歩いてこられることでしょうが、清川はどうなんですか。

ということは、私が思うのは、かなり教育事務所のエリアで先生方の異動もありますから、いや愛川行って取られて、清川へ行くと取られないとか、またその逆も真なりで、ある程度一緒に進んでいかなきゃ、時代の要請でこれもしようがないなということで理解はしますが、愛川町というか、その足並みがそのエリアの中でそろっていないと、先生方もちょっと、愛川へは行きたくないという人が出てくると困るんじゃないかなと思うですけれども、どうでしょうか、総務課長。

○ (河内教育総務課長) 今のご質問、清川についてでございますが、清川の方では学校敷地内に駐車させておりますが、使用料の徴収はしていないとのことであります。

厚木市については、敷地内駐車は認めておりませんが、学校付近での民間駐車場を確保され、その使用料の月額が1万4000円ぐらい、安いところで3,000円程度で教職員の方もばらつきがあるという状況をお聞きしております。

私どもの案については、先生方に経過も含めて一応お話はさせていただきまして、おおむねよろしいだろうというようなことで言われております。月1,300円という額は、私ども小

中学校の場所の課税標準金額を算定いたしまして、それに基づいて行政財産の目的外使用の計算方法をもって算出した金額に当たるということと、それから、さらに小中学校だけでなく町の中でも、例えば出先機関の出張所、公民館、運動公園などを参考にさせていただきまして算出をいたしまして、1,200円から1,300円ぐらいになりましたこともあります。よって、町全体のことを踏まえた中での使用料として、1,300円を案としたいということであります。

- ○(八木委員長) 清川は愛川と一緒にやりたいと、仲よくやっていくということですか。
- ○(河内教育総務課長) その辺の情報は、今のところ特に得ていません。
- (熊坂教育長) その辺補足をさせていただきます。

それが出てきた当時から、清川村はやはり先生方の勤務を考えると、よそがやっても、それはやらない方向でいきたいということは、当時の教育長さんがおっしゃっておりました。ですから、そのことが踏襲されているのではないかというふうに思っております。

なお、厚木がこの制度を検討した段階では、今うちの方の課長がお話しました目的外使用が弾力的に扱えない状態です。その関係で、校地内に駐車はだめだということが、その当時の法解釈でしたので、外へ出すという形の決着になったというふうに聞いております。

検討の段階では、校地内の駐車ということで検討していたようでございますけれども、その当時の法解釈ではできないということで、校地外という形になったということを聞いております。決着するまでには3年ぐらい検討委員会を経て 以上です。

- (八木委員長) ありがとうございました。岡本委員。
- (岡本委員) それは、基本的には職員の校長先生が認めた場合ということになっていますが、通勤のみとありますよね。通勤のみの使用目的ということで校長が認めたというふうに。というのは、学校は生徒を預かって、突然けがをしたとか、事故が起こったときにタクシーを呼んでも来ない、救急車を呼んでも来ない、そういうことがよくあるんです。特に都市部はそういう面では非常に恵まれているから対応が出ないんですけれども、そういうこともあるので、つい職員の車を使っても、一応早いですから、使わざるを得ないんです、現実の問題として。その一刻を争うときに、子供の事故のぐあいによりますけれども、大事に至らなかったと、そういうことも予想されますから、何しろ学校の職員室では何か事故が起きた場合は急いでやらなきゃいけないということもありますから、車があると、ついすぐに行けるということが起こっちゃうんです。

だから、原則としてはタクシーを呼ぶとか、救急車を呼ぶというのが原則なんでしょうけれども、そうはいってもなかなか救急車にしても10分とかかかる場合もありますから、つい一番近くにある、だから、例えば町の職員の方は同じように立っていますけれども、町の職員の方は町の車があるわけです。何かあるときには、常に、だから自分たちの車を使わなくても、その車を使うことによってすぐ対応ができるわけです。教員の場合は、それがないんです。ですから、なかなか一律に行政とか、そういったところと同じようにやることの難しさも、現実の問題としてあることはあるんです。

ただ、ご時世ですから、やはりただでそういう公共の場所を使うというのも、いろいろこういうご時世ですから、問題はあろうかと思いますけれども、その辺の対応ですね。

もう一件は、厚木市等は民間の駐車場に職員が払っているわけですよね。本町は中学校の 敷地に払うということは、今ざっと計算しましたら年間300万円ぐらい入りますよね。学校 が6校、小中高、先生方の1校30として、そうすると1人が1万、300万円、そういった勘 定は一般行政の方に入っちゃいますか、教育現場の方にいくんですか。

- (八木委員長) 教育総務課長。
- (河内教育総務課長) この件については、ご意見ということで直接的に教育関係予算に向けた財源に充てることができるよう財政当局への要望をしてまいります。

児童生徒の緊急時の際に、例えばタクシーを呼んで、医療機関に行くための使用料として 学校予算に反映する方法やマイカーの使用した場合の借り上げ方法をとることなどの財源に 充てる方法も視野にして、検討はしたいということを考えております。

○(岡本委員) 私は、あえて申し上げますが、お金のことはどうでもいいんですけれども、300万円というのが合っているのかどうかわかりませんが、ざっと言ったので。要は、そういう車の対応もできなくて、もしそういったことで職員の手数料を払うことによって、そのお金が教育現場の方にそのまま生きれば、これからは時代が変わってきますから、学校にも公用車が1台ぐらいあっていいと思うんですよね、ある意味では。小さな小型車でもいいですから、そんな高くなくても100万円ちょっとの車でいいわけです。子供を1人、2人運ぶぐらいの。どこかほかの市町村はやっていないかもしれないですけれども、愛川町は真っ先にそういうある意味ではことをやって、学校に備えておくことができればすばらしいなという一方で思いがするんですけれども、ちょっと雑談程度の話として受けとめていただきたいんですけれども、そんなふうにちょっと思いました。

以上です。

- (八木委員長) ありがとうございました。
- (足立原委員) 今、岡本委員が、話されたことも一方的に急患という場合に、愛川町の場合は、今の場合はタクシーはできるんですか。そういうことはしていないでしょう。 救急車を頼むか、あるいは先生の車、先生の車で行った場合は出していない。 学校で対応している場合もあるかもしれない。それは全くないですね。そういうことをやはり先に考えてやらないといけないと思うんです。こちらが先に出さない。 学校側に対して、教職員に対して。それを先にこうやりますからとやった方がいいんじゃないか。 向こうから言われてああやりましょうじゃ、予算を考えますじゃ、やることはわかっていて、目的外使用は今はできるようになったんですね。前は、できなかったんです。変更していないんです。今までどおりなんです。何台かそういう手当てはしているのです。 タクシーなり、学校の緊急の場合何台かは置いているんです。この車はどこの車とか、あるいは 、その辺よくわかりませんけれども……

ただ、大和とか海老名とか、その辺はどういうふうにしているのか、その辺もまだわからないんですが、委員会としては と思うんです。そういうことをやはり考えてやる必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思います。

○ (河内教育総務課長) 私どものが教育委員会事務局としましては、他市町村で対応をされている方法について調査し、学校の先生方が検討会的なものを設けまして望み、満足できるようなというような方法も検討していきたいと考えています。

また、そういったお話があったということで、今後とも学校の先生方にとって、最善の方 法を考え、予算に盛り込めるよう、努力はしていきたいと思います。

- (八木委員長) よろしいでしょうか。三好委員。
- (三好委員) 先ほど来からの岡本委員、それから足立原委員の意見に同感です。 そもそも企業などは、優秀な人材を確保するために、駐車場は雇用者が確保し、提供していますよね、そういう発想がなくなって、個人に押しつけていくという締めつけ感というものをすごく感じるんですが、先ほどの教育長の報告事項の中にも、昇給アップの中に盛り込んだので、その幅が少なくなってきていると、その傾向にあると、まだ決定じゃないですけれども、そういう話がありました。ある程度の整合性を重要視して、優秀な人材を確保しなければいけないいい教育はできないと思います。人材確保からすると、このような傾向にあるから、やっぱりこうなるよということでいいのかなとすごく疑問に思うんです。何

か世の中がそうだから仕方がないよ、そうなんだよっていうだけではなく、先生がゆとりのある時間等を持ち、子供たちにそれぞれの人間性を生かした教育をしていく。そして、豊かな大人の姿を見せるということでなければ、子供によりよい成長は望めません。そういうところのお話もいろいろなところから出していただきたいなと思います。

○ (八木委員長) ありがとうございました。

まさに三好委員さんのお話も正論でございまして、そういうところの努力も話し合って、こういうことが必要であると思います。やっぱり学校現場でもこれからどういうことが起こるかわからないんじゃないかと、危機管理の面で、私を退けたわけだから、退けた分、やっぱり公でそこをフォローしていくということは、考えようによっては、今岡本委員さんと足立原委員から出ました公用車を学校に、軽でいいや、一つぐらい100万円しやしないんだから、それを設置して、9台でいいわけですから、それを並列的にやったらすごい愛川町になると思いますね。

- (足立原委員) 今、思うんですが、特に中学の場合、生徒指導の担当になるとしょっちゅう出かけると思うんです。そういう場合は、危機管理、だからそういう問題も、今病気以外の問題でしょっちゅうこの問題が起こるわけです。
- (岡本委員) そういう状況にある。
- (八木委員長) そういう場面が結構……、都会の学校だったらまた考え方が違うけど、こ ういう過疎地のところはどうしてもやっぱりその危機管理のためにも必要なんだと思います。
- (足立原委員) それで、職員から聞きますと、愛川町に異動したいという職員も何人か聞いているんです。そういう問題からかもしれません。
- (岡本委員) 恐らくそうかもしれません。
- (岡本委員) やっぱり今、三好委員が言われたところもあると思うんです。確かに年間から考えても違います。
- (八木委員長) 大変な問題で、普通のお勤めしている人は、みんなそうやって払っている んでしょうし、駅へ近いと2万5,000円ぐらいでしょう。それを学校の先生が愛川町へ来た ら1,300円でいいのかよということになれば、また違うけれども……
- (岡本委員) マイカー通勤だったら、通勤手当が幾らになるか。
- (八木委員長) 議会からそんな要望が出ない前に、教育委員会の中で発案したものででき たなんていうのはすばらしいじゃないですか。教育長、ぜひ検討をお願いいたします。

ほかに、じゃ、この件に関しましてはよろしいでしょうか。

教育総務課長。

- (河内教育総務課長) いずれにしても、現場の声は声というところで、私どもも先生方の ご意見はお聞きし、学校運営活動がしやすい環境の整備に努め、またそういうことで声がな くても、やはりそういったことは大切なことでもありますので、努力してまいりたいと思っ ております。
- (八木委員長) ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。ご異議ございませんので、よろしいですか。

それでは、この(1)に関しましてはご了承を願いたいと思います。

その他の案件の(2)の中学校給食に関するアンケートの結果について、ご説明をお願い したいと思います。

教育総務課長。

- (河内教育総務課長) それでは、資料につきましては、お手元の資料ナンバー5番について、説明する。説明内容は、調査の統計的データであるため、省略する。
- (八木委員長) 丁寧な説明、ありがとうございました。

一ついいですか。この父兄の方で見えてとれるのが、この数字はどっちでもいいけれども、 お弁当をつくることはどう思いますか、苦手であると、お弁当をつくることについてどう思 われますか、できればつくりたくない、これをもっと深くやらなきゃ意味がないね。

ご父兄の方は何で苦手、面倒くさいということですよ。弁当をつくるんならほかのことで遊びていという、今のもうはっきりわかるんだもの、そんなことしなくてもわかる、今の現状から。これで一番の疑問はやっぱりここだね。苦手である、だれかがお弁当をつくるのが嫌だというんなら、それがもう基本的な原因ですよ。

教職員の方は、やっぱり正論を言っておられて、やっぱりいろんな教育的な配慮から見て、 今でいいんじゃないのかっていう分析だろうと思うんですけれども、委員さん方はどうでしょう。ご意見を少し、岡本委員さん。

○ (岡本委員) 全体を通して、かなり今の親御さんとか児童生徒の意志が出ていると思うんですけれども、今、八木委員長さんがご指摘の点は私も同感と思います。

それからもう一つ、児童のところで、児童はやっぱりこれを見ると、現状と完全給食実施してほしいということについては、現状が48.8%ですね。それから、生徒の中学生については現状が25.2%、完全実施しているというのが40.8%、どちらとも言えない人が31%というのがあるんですね。こういうのを見ると、今のこれだけですよ、このアンケートだけ見た私

の率直な感想は、慌てて完全実施をするほどの強力な結果が出てきていないなというちょっ と思いが今の時点では私は感じました、個人的には。

- (八木委員長) どうぞご意見がありましたら、足立原委員、どうぞ。
- (足立原委員) 1,000人中452人という回答率ですね。それで、年齢構成について、割合に50歳以上が高いですね。この50歳から60歳といっても小学生の子供はいないと思うんです。その方々が入ってきているんですね、この50、59も中学生はいないと思うんです。やっぱり小学生がいるのは40代ですね、中学生あるいは小学生がいるのは。というような感じがひとつしまして、年齢は別にあれしたわけじゃないんですね。無作為にやったんでしょうけれども。
- (河内教育総務課長) そうです。町民対象のアンケートは、無作為抽出でありますが、結果としてアンケートの回答者にあっては、年齢が高い人の方が多い結果であったということであります。
- (足立原委員) 一番の当事者の年齢の人が、もうアンケートをやること自体が面倒くさくて嫌なんです。そうなんです。分析ですぐわかるんです。もう全部がそうです。今言われたように非常に悪い傾向なんですけれども、この苦手であると、さっきの話に戻っちゃって、できればつくりたくないというのを、もっと選択肢を持って聞いてみたいなと、我々の年代だとそう思っちゃうんだけれどもね。大変なことだよ、これは。
- (八木委員長) 保護者の中で、女の人が回答するというのは当たり前のことで、うちへ持っていけば、おやじがこんなものを一々書きはしないから、みんな女性が書くわけですよ。 ほかにどうでしょうか。

三好委員。

○ (三好委員) 私は、なるべく完全給食にしない方がいいという説をずっととっているわけなんですけれども、さまざまな回答は方々で見させていただきましたけれども、要するに、家庭の食生活が壊れちゃっているんじゃないかと感じます。きちんと時間をかけてつくろうとか、栄養価を考えてつくろうとか、そういうシステムがないために、お弁当も面倒くさくなっちゃうということなのかなというふうに思いました。何らかの形で夕飯を丁寧につくっておけば、残ったものでお弁当なんかは簡単につくれるわけで、そういうことすら面倒なのか、そういう世代の言うことを聞きながら、完全給食化していくことの恐ろしさというのをすごく感じました。

子供は、保育園や幼稚園に行っていても、たまにお弁当がある、遠足があるということで、

すごく喜ぶわけで、それは何かというと、お弁当が食べられるからなんですよね。そのお弁 当というのは、親がその子のためにだけつくってくれるわけで、そういう思いが人を育てる わけです。自分を見ていてよって叫んでいる子供がいかに多いかということを近年感じるわ けなんですけれども、お弁当一つとっても、そういうことが言えるのかなと思います。

寂しい人間にならないでほしいと思うんです。それを助長してしまうのは、寂しい食でも いいんじゃないかと言いながら完全給食化していくことだと思うんです。

食事をだれと食べますかというアンケートの中で、ひとりで食べるというところがありましたよね。そういう子供が現実的にいるわけです。もっとも、仕事をするのはわかるし、男女共同参画社会を目指しているわけだから、仕事をしてはいけないとは言わないけれども、時間の持ち方を人間優先にすべきだと私は思います。

食生活一つとっても人間ありきですよね。家族の健康を管理する重大な仕事があるわけで、 自分のつくった食べ物で家族が健康であるというすばらしい喜びを感じるわけなんですけれ ども、そういうことすら忘れているということがアンケートでわかったら、そういうところ に、こういうふうに人間は育っていくことが大事なんだよということを発信するのが教育委 員会じゃないかなと思います。

以上です。

○ (八木委員長) ありがとうございました。

意外と業者委託方式なんかが一生懸命検討されてやっても、のど元過ぎれば熱さを忘れる みたいで、議論が百出しているときだけは自分たちも一生懸命やるんだけれども、結果論と して、じゃそれがゴーになってやってみたら、本当にほとんど使う人はいない、そんなもの だと。我々を含めてもう戦後の教育が悪かった、だからこういう人間ができちゃったという、 そこまでいっちゃうんですけれども、そんなことを言っていてもしようがないから、このア ンケートをよく分析していただいて、また検討委員会の方でよく検討をしていただくと。

ただ、政治の道具だけにはしたくないと私は信念を持っていますので、それだけはぜひ教 育長さん、よろしくお願いしたいと思います。

三好委員さん。

○ (三好委員) お弁当をコンビニで買うという方が52.8%ということで、すごく多いんですけれども、この完全給食を望む親の中には、子供の栄養であるとか成長であるとか、食が完全であるとか、高らかに言っていると思うんです。だけど、コンビニで買っているということはどういうことなんでしょうかね。添加物とか、そういうのをきちんと確認した上で買っ

ているんでしょうかね。

- (八木委員長) 私なんかもよく思うんですが、今、世の中の趨勢としてお昼はコンビニなんですよ、職人さんも何も。一番手っ取り早くて何でもあるということで、やっぱり楽な方に走っているんです。職人さんはそれでいいと思うんだよね。仕事をしに行くのに自分の弁当はお母ちゃんがつくる、そこで買っていった方が安くて早く食えてということがあるけれども、それと同じように、さっきのこれが絡んでくると思うけれども、できれば面倒だからつくりたくないからというので、確かにコンビニは今華やかですから、下手してうちで食っているよりうまいものがあるというようなことは周りの話ですけれども、だから流れるのは私は当たり前だと思いますよ、今のこういう傾向の中で。
- (三好委員) もう少し食の安全ということを推していく、子供に安全教育をしていくんだったらば、添加物の怖さをもっと教育すべきだと思います。
- (八木委員長) いいご意見をありがとうございます。
- ○(岡本委員) やっぱりアンケートの町民の方ですか、町民の方の中を見ると、完全給食化の優先度という中で、多額の費用がかかるが優先で進めた方がよいが66%と多いんですけれども、その下に、多額の費用がかかるのであれば見合わせた方がよいというのもかなり多いわけですね。これは上の問5の現状の方式でよい、それから完全給食がよいという、その完全給食がよい方の内訳ですよね、ある意味では。そういうことですね。

それと、問5の206人というのは、ここでは206人と出ていますけれども、完全なものではないんですよね。整備費用が高いと見合わせるというのは、あるいは206人から減っちゃうかもしれないんですよね。そういうことですよね。

- (河内総務課長) そういうことがいえると思われます。
- (岡本委員) そうですね。そういうことですよね。 だから、やっぱり給食にすると安かろうと思っている人もいるのかなと。
- (足立原委員) また、多額の費用というのは何ですか、個人がかかるということですか、 町がかかるんですか。
- (岡本委員) 町もかかるし……
- (八木委員長) できたら補足で……
- (河内教育総務課長) 多額の費用というのは、町が中学校給食の施設を整備するための費用ということであります。町において10億円から15億円ぐらいと大まかに試算した結果でありまして、詳細な根拠をもっての試算ではないことをご理解願います。

- (岡本委員) そういう意味ですか。わかりました。
- (八木委員長) ほかにいかがでしょうか。 はい、足立原委員。
- (足立原委員) 給食が行われているということは、全国的には相当高いわけでしょう。 80%ぐらいになっているわけです。

そういう中で、この地区はやっていないわけですけれども、全国的には確かに小中学生の 体格というか、非常に大きくなって 、ただ運動能力などは一方落ちちゃっているん ですね。

そういうこともあるということで、ですからその辺のバランスも考えながら、やはり現状では、今おうちへ帰ればパソコンだとかテレビゲームだとか、そういう状況にある中で、確かに口ではかぶっていないけれども、学校給食によって栄養価は相当その辺は補われているんじゃないかと、そんなふうな面もちょっと考えられるんです。

本地区は、実施はしていないんですけれども、そういうことの面からも考えてもらいたいなと、こういうふうに思うんです。

○ (佐藤指導主事) このお弁当については、子どもたちの家庭の状況がさまざまであり、弁当を作る母親の状況もあります。しかし、家庭の状況だけでなく、別の視点として、今、足立原委員さんのおっしゃったような、本当に愛川町の子どもたちが、しっかりとした体を持ち、そして学習に向かっていけているのか、そういう声にあわせて学校給食を検討する必要があると思います。

以前の検討は、お弁当を維持できない生徒の対応として、弁当配送方式を取り入れること にし、現在そのような取り組みを実施しています。

しかし、完全給食導入については、弁当を作る、作らないといういうな話だけではなく、 改めて子どもたちの体力や気力という健康面、またその他いろいろな部分から学校給食にど のように関連してくるかというところで検討されると思います。

家の方が作る弁当は、栄養バランスの面でどうか、学校の先生にも子どもたちの弁当の時間をみていただいたなかで、多少の違いはあったとしても、それなりに中学生としてカロリーやバランスがとれているということであれば給食導入の判断も異なってくると思います。

○ (八木委員長) 私の意見なんですが、体力ももちろんなんですが、これだけ今複雑に人間 社会が破壊された中で、やっぱり人間の生きざま、家庭、親子の関係というのがどうして もどこかで取り戻していかないと大変なことになる。 そうした中の一環として、やっぱり食育というのは親子のきずなを、あるいは家庭をやっぱり和やかなものにする原点でありますから、体力と同時に親子のきずな、人間の生きざま、親は子供を放置してなんという、そんなもう自分でつくった子供なんだから、最後まで子供の将来をよかれと思えというのが万物の当たり前の考えなんですが、今人間としてはそれができていないという世の中で、その両方、今先生がおっしゃった体力のことも考えて、非常に大事なことだと思うんですよね、この給食問題というのは。その辺も加味してひとつ検討をされればと思いますので、蛇足でございますが・・・・。

いろいろご意見が出たようですが、この問題に関しましてはなかなか奥が深いし、一つの 結論をここで出すという問題でもございませんので、一応こういうアンケートがなされて、 非常に細かい分析をしていただいたということでご理解をいただきたいと思いますが、ご了 承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

- (熊坂教育長) なお、今回のアンケート調査の結果については、最終的なまとめではなく。 教育委員の皆様の意見交換をするための資料としての提供でありますので、1カ月ぐらいは 部外秘にしていただきますようお願いします。
- (八木委員長) という教育長の話です。

それでは、3番の自然資料展及び山十文化財セミナーと、愛川町ふるさとまつりにつきましては一括で説明をお願いいたします。

○ (大貫スポーツ・文化振興課長) それでは、資料6のご案内ということで報告をさせていただきます。

第9回愛川町の自然資料展「中津渓谷の植物」ということで、会期につきましては、9月 29日から来月10月14日までの16日間、町の文化会館1階資料室において行われます。 よろしかったらご来場を願いたいということでございます。

続きまして、その裏面でございます。

こちらもご案内でございまして、平成19年度山十文化財セミナーでございます。

これにつきましては、10月5日から10月12日までの4日間でございます。古民家「山十 邸」を会場ということで、このようなテーマに基づいて開催をいたす予定でございます。

続きまして、資料7でございます。

第23回愛川町ふるさとまつりでございます。ことしにつきましても当課が担当で ございまして、今年度につきましては、10月27日の土曜日、28日の日曜日ということで、あ くまでもメーンは28日であります。27日については、上段に書いてありますとおり、文化展、 囲碁大会、そして福祉作品・機器展、ふれあいアートということです。

28日が文化芸能発表会、文化展、ステージイベント、農畜産物、植木、花きの販売等です。 次のページをお開き願いたいと思います。

こちらが第23回ふるさとまつり会場の見取り図でございます。そして、その下には行事名が書いてございます。今年度は79の行事で昨年に比して4つ増というようなことでございます。なお、先日9月21日にふるさとまつりの実行委員会が開催をされまして、会長には山田町長、そして副会長は4名で、うち教育委員長さんがなってございます。

よって、10月28日開会が10時ということで、9時半には、お越しいただければと思います。 簡単ではございますが以上です。

○ (八木委員長) ありがとうございました。

説明はいただきましたが、これは皆さんご了承していただ ければいいんじゃないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、この後ですが、もう一つ何か書類が来ておりますが、これはよろしいんですか、町村教育委員会連合会役員の選出について。

- (熊坂教育長) これは会議終了後……。
- (八木委員長) 終了後、そうですか、わかりました。

#### ◎閉会

○ (八木委員長) それでは、きょうの日程がすべて終了いたしましたので、本日の議事の日程を終了したいと思います。

長時間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。

最後になりましたが、この1年間、非常につたない委員長でございましたが、皆様のご指導、ご協力のもと何とか職責を全うさせていただくことができました。この場にてお礼を申し上げます。